第十三条第一項	所轄庁	都道府県知事	
	当該学校法人の理事	当該幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の代表者	
	解職しようとする役員	担当を解こうとする役員	
第十四条第一項	文部科学大臣	附則第二条の二第三項の規定による特別の会計について、文部科学大臣	
第十四条第二項及び第三項	所轄庁	都道府県知事	

3　幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4　前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5　第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十二条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する私立学校」の下に「及び学校法人が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。附則第十三条において同じ。）」を加える。

附則第十三条中「の幼稚園」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を加え、「同条」を「学校教育法附則第八条」に改め、「設置する学校法人以外の者」の下に「並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者」を加える。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部改正）

第四十三条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第六十九条第一項第四号」に改める。

第十五条の二中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

附則第四項及び第五項中「関する第十五条の規定の適用については」を「関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）

第四十五条　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「施設」の下に「及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）」を加える。

別表児童福祉施設の項中「保育所」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第四十六条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「第二十条第一項第三号」を「第六十九条第一項第三号」に改める。

附則第三条及び第四条中「関する第八条の規定の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるもの」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第四十八条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。